

大阪市ファミリーシップ制度の開始及びその他のサービス向上の取組み

1. 大阪市ファミリーシップ制度の開始（令和 4 年 8 月～）

「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」（平成 30 年 7 月～）を、パートナーシップ関係にある者の子又は親を含めた「大阪市ファミリーシップ制度」として拡充し開始。

【特徴】

- ・パートナーの一方が亡くなった場合でも、引き続きファミリーシップ関係を維持できる。
- ・子が 15 歳以上になったときには、ファミリーシップ関係の維持・解消を選択できる。
- ・子が成年となったときも、自動的に解消されない。

【実績】 458 組（令和 5 年 1 月 10 日時点）（パートナーシップ宣誓を含む）

※うち、子又は親を含めた宣誓：2 組

2. サービス向上の取組み

（1）大阪府内自治体との都市間連携（令和 4 年 9 月～）

性的マイノリティの方のパートナーシップ宣誓を証明している大阪府内自治体間で、住所異動に伴う手続の負担軽減を図った。

【連携自治体】

大阪府及び府内 8 市

（大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市）

【連携により不要となる手続き】

- ・転出する自治体への宣誓書受領証の返還手続
- ・転入する自治体への現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）提出

【実績】 大阪市から転出 1 件、大阪市へ転入 0 件（令和 4 年 12 月末時点）

(2) 宣誓手続きの利便性向上（令和4年11月から）

ファミリーシップ宣誓の受領証発行手続きについて、下記のとおり運用を開始し、宣誓希望者にとっての利便性向上を図っている。

① 宣誓予約枠の追加

来庁しての宣誓及び受領証発行の手続きの予約は、これまでは平日の9時30分、11時、13時30分、15時の4枠から選択可能だったが、新たに毎月第3金曜日の18時からの予約枠を追加した。

② オンライン予約の開始

手続きの予約方法について、電話・メール・FAXに加え、大阪市行政オンラインシステムを活用したオンライン受付を可能とした。

③ オンライン宣誓の開始

宣誓及び受領証発行の手続きは、これまでは来庁し対面での手続きが必要だったが、新たに、Microsoft TeamsやZoomを使ったオンライン（リモート）上での宣誓を選択可能とした。

3. 民間医療機関への働きかけ

（一社）大阪府病院協会及び（一社）大阪府私立病院協会を通じ、民間医療機関に対し「大阪市ファミリーシップ制度」の周知と面会や医療行為の説明の同席等について、宣誓当事者の意向を尊重した柔軟な対応について配慮いただきたい旨の依頼文書を送付した。